

# 岡谷市川岸地区山林火災

## 第3回説明会次第

日時：平成27年8月25日（火）19：00～

場所：川岸支所2階講堂

1 開会

2 挨拶

3 説明事項

(1) 施業提案、見積もり提示

(2) 森林整備協議会の設立

- ・協議会と経営計画について

- ・日程と各種書類について

- ・規約（案）について

<質疑>

(3) 各エリアに分かれての保安林か造林補助事業導入かの協議

4 その他

5 閉会

## 前回までの説明

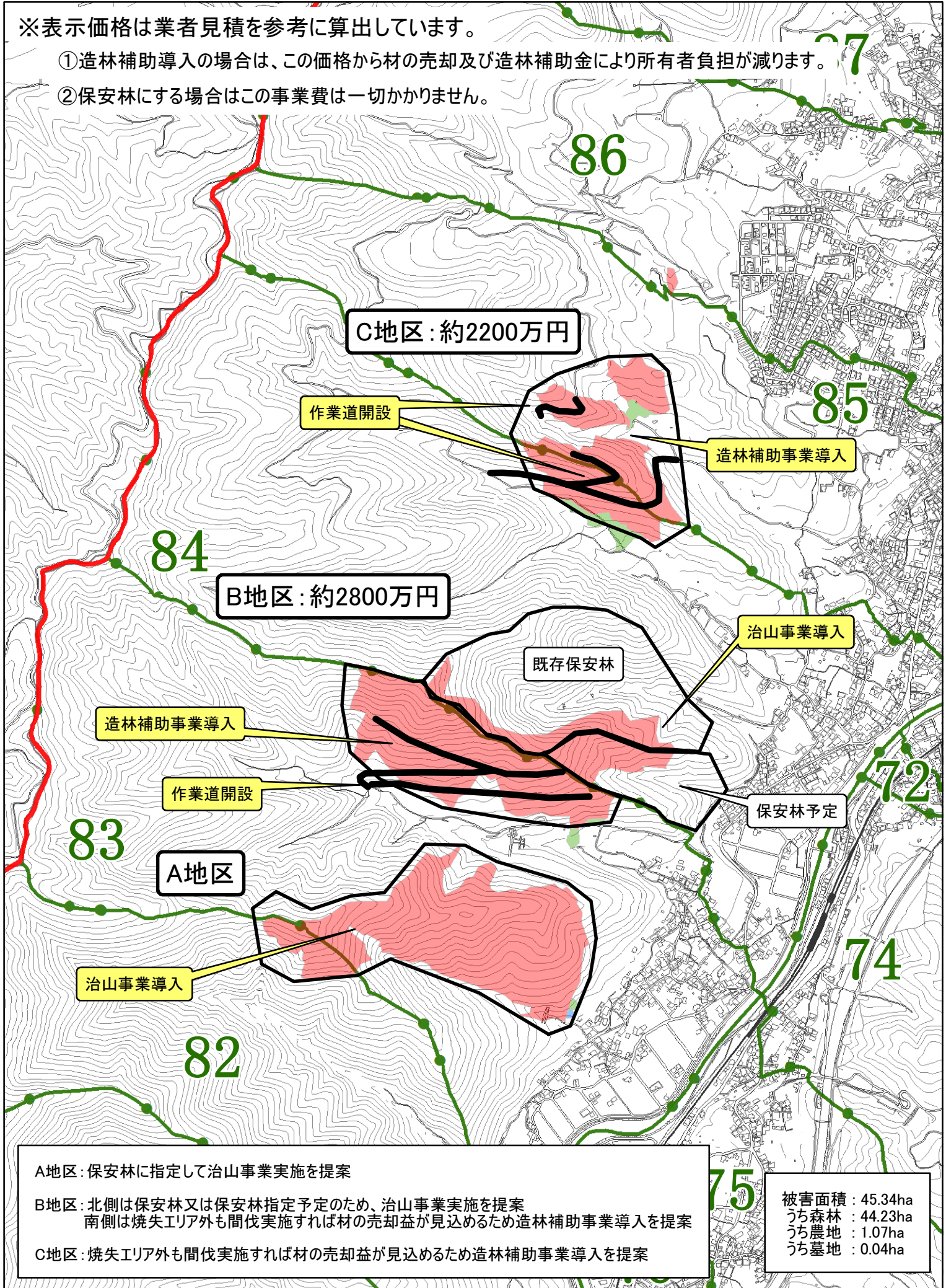
- ・ 3月31日に出火した山林火災の被害は、面積約45ha、全体の3/4はアカマツ。
- ・ 秋以降、ツチクラゲが発生した場合は、被災面積は拡大する可能性が高い。
- ・ 災害に関して、地形、地質、立木、堰堤など、総合的判断では危険度は低いですが、注意は必要。
- ・ 被災森林内の立木は原則として全伐する。(保安林事業は除く)
- ・ マツタケの復活は難しく、長期視野で考える必要がある。
- ・ 立木の伐採は、山林所有者の同意が必須。
- ・ 搬出路を含めた事業費および実効性の検討。(今回提示)
- ・ 早期復旧に向け、新倉林野組合長を会長とし協議会を発足する。(今回発足)
- ・ 復旧の手法として、保安林指定による治山事業、もしくは、補助金を活用した造林事業であり、エリアごとに手法の話し合い。
- ・ 立木を搬出するため、被災森林以外に周辺森林や道路までの森林所有者からの協力が必須。



※表示価格は業者見積を参考に算出しています。

①造林補助導入の場合は、この価格から材の売却及び造林補助金により所有者負担が減ります。

②保安林にする場合はこの事業費は一切かかりません。



A地区: 保安林に指定して治山事業実施を提案

B地区: 北側は保安林又は保安林指定予定のため、治山事業実施を提案  
南側は焼失エリア外も間伐実施すれば材の売却益が見込めるため造林補助事業導入を提案

C地区: 焼失エリア外も間伐実施すれば材の売却益が見込めるため造林補助事業導入を提案

被害面積: 45.34ha
うち森林: 44.23ha
うち農地: 1.07ha
うち墓地: 0.04ha

スケジュール

月日	内容	備考
8月25日	第3回説明会(県・市主催) 兼 第1回協議会総会(協議会主催)	協議会設立 協議会規約検討 施業方法検討
	団体有林総会(必要に応じ) <b>同意書の受理</b> <b>契約書受理</b>	
10月13日	第2回協議会総会(協議会主催)	施業方法決定 協議会規約決定
10月末目標	<b>(契約書受理)</b> 経営計画策定委託発注 境界確認(必要に応じ) <b>保安林指定関係書類受理</b>	団体有林は会員の 署名・印
11月末	林道・作業道計画提出(一部)  岡谷市森林整備計画、伊那谷地域森林計画の 変更等各種書類作成、及び申請  伐採届け提出	
	伐採等、一部整備入札 経営計画一部提示  <年度内一部整備着手> 木材ストックヤード借地交渉 搬出ルート決定、地元周知(回覧板等)	
平成28年度	保安林治山事業開始 伐採・搬出開始  事業状況について、定期的に報告	

## 森林経営委託契約書

森林所有者〇〇 (以下「甲」という。)と受託者〇〇 (以下「乙」という。)  
は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

(信義忠誠の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林 (以下「契約対象森林」という。)は、別紙1 (略) に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(契約の期間)

第3条 この契約の契約期間 (以下「委託期間」という。)は次のとおりとする。

平成〇年〇月〇日から

平成〇年〇月〇日まで

(委託事項)

第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及び別紙2に示す森林の経営に当たっての特記事項に従い、契約対象森林に関する次の事項 (以下「委託事項」という。)を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

(ア 森林の現況把握

イ 火災の予防及び消防

ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置)

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項第2号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(森林への立入り及び施設の利用等)

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(森林経営計画の作成及び実行)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について単独で又は他の森林

所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第 11 条に規定する森林経営計画を作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

- 2 前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

（委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等）

第 7 条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

- 2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

- 3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

（委託料の請求）

第 9 条 乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用（次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したもの）を委託料として、甲に請求するものとする。

- 2 乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

- 3 甲は、乙から第 1 項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

（損害の填補等）

第 10 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

- 2 この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。

- 3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

（災害等による委託事項の不実施）

第 11 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不相当となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（債務不履行による契約の解除）

第 12 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときを除く。）、第 7 条の是正要求にも応じない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第 9 条第 1 項の委託料を支払わない場合は、1 か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

（甲の届出）

第 13 条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第 3 号の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第 3 条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

（その他の事項）

第 14 条 この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 森林所有者 住所 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地  
氏名又は名称 何 某 印  
住所 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地  
氏名又は名称 何 某 印  
・・・（以下人数分）・・・

(乙) 受託者 住所 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇〇〇番地  
氏名又は名称 何 某 印

# 同意書

- 1 所有する別表の山林の整備に同意し、「森林経営計画作成促進の実施」及び「森林整備地域活動実施協定の締結及び協定に定める交付金にかかる」一切の権限を新倉山復旧協議会に一任するとともに、一切の事務を委任する。
- 2 森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画を策定するために、森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成 14 年 3 月 29 日付け⑬林政企第 118 号農林水産事務次官依命通知)の第 4 の 2 の(2)の規程に基づく「森林経営計画促進」を別紙の森林において実施する。
- 3 森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林整備地域活動支援交付金実施要領(平成 14 年 3 月 29 日付け⑬林政企第 118 号農林水産事務次官依命通知)の第 4 の 2 の(4)の規程に規定する実施結果を取りまとめた報告書に報告した別紙の対象森林については、速やかに森林経営計画を策定する。【※または、地域活動を実施したことにより把握した結果を公開する】

平成 年 月 日

森林所有者から委任を受けた者

住 所 岡谷市川岸西一丁目 2 - 2 5

氏 名 新倉山復旧協議会

会長 堀川 美知人

森林所有者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_





# 保安林指定承諾書

平成 年 月 日

農林水産大臣(長野県地事) 様

森林所有者<地権者> 住所

氏名

印

私所有(権利所有)の次の地籍について、保安林に指定することを承諾します。

記

【記載上の注意】

所在場所				登記簿 記載面積(ha)	地目	備考
市町村名	大字	字	地番			
合計				0m <sup>2</sup>		

- 注) 1 所有者は土地登記簿上の所有者とし、現実の所有者と相違する場合はその続柄を記載して、現実の所有者とすること。(たとえば〇〇〇〇、代表相続人□□□□ 印とする)
- 2 2名以上の共有である場合は、「〇〇〇〇ほか□人共有」とし、別に定める様式の共有者名簿を添付すること。

## 新倉山復旧協議会規約（案）

（名称・所在地）

第1条 本会は新倉山復旧協議会と称し、事務局を岡谷市川岸西1-2-25に置く。

（目的）

第2条 本会は平成27年3月に発生した岡谷市川岸地区における林野火災箇所の復旧及び周辺の団体及び個人有林等の森林整備を推進するため、施業区域内の森林所有者の集約化及び森林整備を実施するものとする。

（事業内容）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 森林整備施業区域を決定・明確化するための現地調査
- (2) 施業実施のための協定締結及び施業実施同意書の集約作業
- (3) 施業区域を明確にするための測量実施
- (4) 集約区域の森林整備の実施
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業

（構成員）

第4条 本会は会の目的に賛同する森林所有者の代表者、地元関係者で構成する。

（役員）

第5条 本会に次の役員および会計監査を置く。

- (1) 会長、副会長1名、理事10名、会計1名、監事2名
- (2) 役員は、会員の中から選任する。
- (3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (4) 補欠により選任された者の任期は前任者の残任期とする。
- (5) 任期終了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- (6) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (7) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (8) 理事は会務の運営に当たり、監事は業務並びに会計事務を監査する。

（会議）

第6条 1 本会は、年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

- (1) 事業計画 (2) 予算・決算 (3) 規約改正 (4) その他必要事項

2 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

（経費等）

第7条 本会の経費は、森林所有者からの負担金、補助金、その他の収入によって賄う。

（会計年度）

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（会計報告）

第9条 本会の会計報告は、毎年6月に行う。

〔付 則〕 この会則は、平成27年8月26日より施行する。

役員構成(案)

職	所属	氏名
会長	新倉林野組合 組合長	堀川美知人
副会長	新倉区 三役	
理事	丸山組	
	沢組	
	塩坪組	
	夏明東組	
	夏明西組	
	丸山在住、個人有林所有者	
	沢在住、個人有林所有者	
	塩坪在住、個人有林所有者	
	夏明在住、個人有林所有者	
	有識者 当該森林関係者	
会計	新倉林野組合	
監事	個人有林所有者	
	団体有林所有者	